

香美市訓令第16号

香美市協働推進本部設置要綱を次のように定める。

令和2年8月20日

香美市長 法光院 晶一

香美市協働推進本部設置要綱

(設置)

第1条 香美市において市民と市の協働のまちづくりを推進するため、香美市協働のまちづくり条例施行規則（令和元年香美市規則第3号の2）第4条第2号の規定に基づき、香美市協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 香美市まちづくり委員会の支援に関すること。
- (2) 香美市協働のまちづくり条例（令和元年香美市条例第13号）第9条の規定に基づく市民の参画の方法等を規定した制度の策定に関すること。
- (3) 協働関連の施策・事業の推進に関すること。
- (4) 協働全般について各課の調整及び組織的な検討に関すること。
- (5) その他市民と市の協働のまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。ただし、本部長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、本部員が会議を欠席するときには、当該本部員の代理者の出席を求めることができる。
- 3 本部長は、会議の運営上必要があると認めるときは、本部員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に